

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年6月30日

熊本地方法務局玉名支局 登記官 窄 口 義 博

記

意見又は資料の提出先

〒865-0016

熊本県玉名市岩崎273

熊本地方法務局玉名支局

連絡先（0968）72-2347

令和 8 年度表題部所有者不明土地解作業の対象土地一覧表

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
3302-2026-8001	荒尾市金山字向田 6 9 番 2	山林	252
3302-2026-8002	荒尾市金山字久保 1 6 7 番	雑種地	63